

第 3 章

共済組合貸付金

1	退職時に貸付金が残っている場合	51
	（1）退職時に残っている貸付金の残額	51
	（2）貸付金の返済方法	51
	（3）借用証書の返却	51
	（4）団体信用生命保険（債務返済支援保険制度を含む。）の脱退	51
2	再任用職員、臨時的任用職員、任意継続組合員が利用可能な貸付け	52
	（1）再任用職員	52
	（2）臨時的任用職員	52
	（3）任意継続組合員	52

私的年金等の手続

1	福祉保険制度の取扱い	53
2	アイリスプランの取扱い	54
	（1）年金コース	54
	（2）医療・日常事故コース	54

退職後の健診

- 1 特定健康診査等の実施について（退職者：全員） 55
- 2 人間ドック・予防接種補助（任意継続組合員のみ） 55
 - （1）人間ドック
 - （2）予防接種補助

宿泊施設の利用について

- 1 事業一覧（退職者：全員） 56
 - （1）公立学校共済組合の宿泊施設を利用する場合 56
 - （2）他の共済組合の宿泊施設を利用する場合 56
 - （3）その他 56
 - ＜公立共済メンバーズカード＞
- 2 宿泊施設利用補助制度（任意継続組合員のみ） 57
 - 「ホテルアバローム紀の国」／県外の公立学校共済組合の宿泊・保養施設／
 - 「湯処むろべ」（教育互助会）を利用する場合 57

共済組合貸付金

1 退職時に貸付金が残っている場合

貸付金を返済中の方が退職された場合は、その時点で貸付金の残高（未償還元金）と利息を合わせた額を一括返済していただきます。

再任用等で引き続き、共済組合に加入される方も、退職手当が支給される場合は一括返済となります。

(1) 退職時に残っている貸付金の残額

貸付決定時及び利率変動時に借受人に送付している「償還表」で確認してください。

(2) 貸付金の返済方法

未償還元金と利息^(注)を合わせた額を、退職手当から控除しますので手続は不要です。

退職手当額より貸付金の残額が多い場合は、控除後の不足額について「振込依頼書」を借受人の退職時の所属所に送付しますので、指定の期日までに払い込んでください。

(注) 利息…給料・ボーナスから最終に控除した日より退職手当支給日（完済日）までの利息です。

1月以降は、全額繰上償還の申出はできませんのでご注意ください。

(3) 借用証書の返却

入金を確認後、退職時の所属所に郵送します。

(4) 団体信用生命保険（債務返済支援保険制度を含む。）の脱退

共済組合で手続しますので、退職に伴う手続は不要です。保険料の過納分については、3、4か月後に保険料が引き落とされた口座に振り込まれますので、それまで口座の解約はしないでください。

振込名義は「コウリツダン NKS」です。

2 再任用職員、臨時的任用職員、任意継続組合員が利用可能な貸付け

(1) 再任用職員

ア 貸付けの種類と条件

高額医療貸付け、出産貸付け、特別貸付け

〈表 1〉

貸付けの種類	貸付けの条件
高額医療貸付け	組合員証を使って診療を受けることができる傷病で、高額療養費の対象となるとき ※現物給付による高額療養費支給を受ける場合を除く。
出産貸付け	出産費、家族出産費の支給の対象となる出産の支払のための資金を必要とするとき ※出産費等の直接支払制度を利用される方を除く。
特別貸付け	臨時に資金を必要とするとき

イ 特別貸付けの限度額

給料月額 $\times \frac{3}{10} \times$ 残任期月数 (10 万円未満切捨て)

※ 200 万円を限度とします。

(2) 臨時的任用職員

ア 貸付けの種類と条件

高額医療貸付け、出産貸付け、特別貸付け

貸付けの条件は、上記〈表 1〉を参照してください。

(注) 引き続き組合員期間が 6 月以上の組合員が利用できます。

※ 6 月経過後、貸付可能となります。

(3) 任意継続組合員

ア 貸付けの種類と条件

高額医療貸付け、出産貸付け

貸付けの条件は、上記〈表 1〉を参照してください。

利用される場合は、事前に貸付担当までお問合せください。

私的年金等の手続

1 福祉保険制度の取扱い

(ファミリー年金・傷病休職給付金・入院費用給付金・特定疾病給付金・元気づくりサービスコース)

令和元年度末退職者（令和2年4月1日に組合員資格を喪失した人）から、退職時の年齢に関わらず退職後（組合員資格喪失後）も「福祉保険制度」への継続加入が可能となりました（退職時の年齢は問いません）。

退職した年の10月31日まで保障が継続され、脱退のお申出がない場合は、11月1日以降も自動更新[※]となります。

退職後継続加入中は、新規加入・増額の取扱いはできません。脱退・減額は毎年7月頃にご自宅へ届く更新手続書で手続きができます。

また、期間途中での保障内容の変更はできませんが、受取人や住所等は期間途中でも変更可能です。

※ 保険期間は1年間（11月1日～翌年10月31日）で以後、毎年更新

〈制度別の継続加入可能年齢〉

制度名	継続加入可能年齢
ファミリー年金	保険年齢84歳まで更新継続可能（本人・配偶者共通）
傷病休職給付金	継続不可（在職中の就業障害に対する給付のため、退職月の属する月の末日で脱退）
入院費用給付金 （女性疾病給付金を含む）	保険年齢75歳まで更新継続可能（本人・配偶者共通） 保険年齢22歳まで更新継続可能（こども）
特定疾病給付金	保険年齢75歳まで更新継続可能（本人・配偶者共通）
元気づくりサービスコース	保険年齢84歳まで更新継続可能

（注）ファミリー年金の死亡給付金の単独加入はできません。死亡給付金と傷病休職給付金のみご加入の場合、傷病休職給付金の保障終了と同時に死亡給付金も脱退となります。

お問い合わせ窓口	照会内容	電話番号	開設時間
公立学校共済組合 福祉保険制度担当	制度内容全般 登録内容の変更等	0120 - 778 - 599	月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く)
請求相談センター	給付金の請求	0120 - 660 - 998	10:00～16:00

共済組合貸付金／私的年金
退職後の健診／宿泊施設の利用

2 アイリスプランの取扱い

(1) 年金コース

年度末時点で満 60 歳以上の退職予定者へは、12 月末頃に自宅あてに退職後の取扱いについての案内書類が送付されますので、その案内に従って手続きを行ってください。

年度末時点で満 60 歳未満の退職予定者は、下記の教職員生涯福祉財団サービスセンターまでご連絡ください。

(2) 医療・日常事故コース

退職後も加入を継続できます。

医療入院コースは満 90 歳まで、日常事故補償コースは生涯にわたり継続できます。

お問い合わせ窓口	照会内容	電話番号	開設時間
教職員生涯福祉財団 サービスセンター	年金コース 医療・日常事故コース	0120 - 491 - 294	月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 10:00～17:00

退職後の健診

1 特定健康診査等の実施について（退職者：全員）

「高齢者の医療の確保に関する法律」が平成20年4月から施行されたことに伴い、当共済組合をはじめとした各医療保険者は、年度内に40歳から75歳の誕生日を迎えるまでの組合員及び被扶養者の方々を対象とする、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務付けられています。

退職後は、加入する各医療保険者から受診券が送付されることとなりますが、公立学校共済組合の任意継続組合員になられた方は、当支部よりご本人及びその被扶養者に対し、特定健康診査の受診券を送付します。また、短期組合員になられた方については希望者のみに送付しますので、ご希望の方は公立学校共済組合和歌山支部までご連絡ください。

なお、特定健康診査の結果、保健指導が必要な方については、別途、特定保健指導利用券を送付します。

2 人間ドック・予防接種補助（任意継続組合員のみ）

（1）人間ドック

任意継続組合員となられた方で、定員50名の方に人間ドック1日コースを受診していただけます。ただし定員を超える場合は抽選となります。（自己負担金20,000円）

対象者は、退職年度において人間ドックを受診していない方で、任意継続組合員期間中に1回限りの受診となります。

※記載の自己負担金は令和7年度の内容です。令和8年度の事業内容により異なる場合があります。

（2）予防接種補助

医療機関でのワクチン接種（インフルエンザ、風疹、子宮頸がん等）に係る費用補助を行います。

（1）（2）の申込方法は、5月頃（年度末退職者の方）に案内を送付しますのでそちらをご覧ください。

宿泊施設の利用について

1 事業一覧（退職者：全員）

（1）公立学校共済組合の宿泊施設を利用する場合

宿泊施設特別利用者証（以下、特別利用者証）は、公立学校共済組合員であったことを証明し、宿泊施設を組合員料金でご利用いただけるカードです。

利用する公立学校共済組合の宿泊施設に、特別利用者証を提示してください。

ア 特別利用者証を利用できる方

本人とその家族（配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹）

イ 紛失した場合

公立学校共済組合和歌山支部に申し出てください。

ウ 有効期限

利用期限はございませんので、生涯ご利用いただけます。

（2）他の共済組合の宿泊施設を利用する場合

特別利用者証を提示することにより、当該組合の組合員と同じ宿泊料金でご利用いただけます。

組合員料金でご利用いただける方は、年金受給者本人のみで、ご家族の方は一般料金となります。

相互利用の対象となる共済組合

- | | |
|------------------|------------------|
| ・ 国家公務員共済組合連合会 | ・ 全国市町村職員共済組合連合会 |
| ・ 防衛省共済組合 | ・ 指定都市職員共済組合 |
| ・ 日本私立学校振興・共済事業団 | ・ 各市町村職員共済組合 |
| ・ 地方職員共済組合 | ・ 都市職員共済組合 |
| ・ 警察共済組合 | ・ 文部科学省共済組合 |
| ・ 東京都職員共済組合 | |

（3）その他

「公立共済メンバーズカード」

このカードをご提示いただくと、公立共済やすらぎの宿をご利用の際に組合員料金の適用を受けることができます。



特 典

- 入会金・年会費永年無料 ○空港ラウンジサービス
○ポイントサービス ○ETC カード ○ショッピングガード 他

カードのお申し込み・お問い合わせはホームページまたはお電話

公立共済メンバーズデスク

フリーダイヤル 0120 - 258 - 678 受付 9 : 30 ~ 17 : 30

日曜日、年末年始（12月31日～1月3日）を除く

2 宿泊施設利用補助制度（任意継続組合員のみ）

任意継続組合員に加入された方は、和歌山支部からの補助が受けられます。

下記の内容は令和7年度の事業内容です。

令和8年度の事業内容は、5月頃自宅に送付します。

事業内容については、毎年度、和歌山支部運営審議会で決定しているため単年度事業となっています。

- ・ 公立学校共済組合和歌山宿泊所「ホテルアバローム紀の国」
 - ・ 県外の公立学校共済組合の宿泊・保養施設
 - ・ 和歌山県教育互助会「湯処むろべ」
- } を利用する場合

対 象 者	任意継続組合員本人
補 助 額	宿泊 2,500 円
利 用 回 数	年度間6回
利 用 方 法	指定宿泊施設利用補助券を施設に提出してください。 〈申請手続〉 指定宿泊施設利用補助券申込書に必要事項を記入のうえ、返信用封筒を同封し、公立学校共済組合和歌山支部に申請してください。

MEMO

共済組合貸付金／私的年金
退職後の健診／宿泊施設の利用